

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 26 年 3 月 26 日 (火) 午前 10 時～
場 所 坂井市役所第2別館 2階大会議室

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告について

4 議 案

議案第 35 号 坂井市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第 36 号 坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部改正について

議案第 37 号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について

議案第 38 号 坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部改正
について

議案第 39 号 坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部改正について

議案第 40 号 坂井市国指定史跡整備推進事業費補助金交付要綱の制定について

議案第 41 号 坂井市指定文化財の名称変更について

議案第 42 号 坂井市公民館長の選任について

議案第 43 号 就学指定校の変更許可について

5 そ の 他

・行事予定(4月分)について

・その他

定例教育委員会

議案

議案第35号

坂井市教育委員会公印規則の一部改正について

坂井市教育委員会公印規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成25年3月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

年 月 日

坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会公印規則（平成18年坂井市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「坂井市教育委員会」の次に「（以下「教育委員会」という。）」を加える。

第8条の見出しを「（印影の印刷）」に改め、同条第1項中「ときは、これを刷り込むことができる」を「と認められるときは、帳票等にその印影を印刷することができる」に改め、同条第2項中「教育長」を「当該保管者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

3 公印の印影の印刷は、当該印影を拡大し、又は縮小してすることができる。

第7条中「公印押印簿（様式第2号）」を「公印承認簿（様式第3号）」に、「公印の管守者」を「保管者」に、「決裁文書」を「原議書」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「公印の管守者」を「保管者」に、「生じたときは、速やかにその旨」を「あつたときは、直ちに、公印事故届（様式第2号）」に、「報告」を「提出」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「公印の管守者」を「教育総務課長」に、「種類」を「名称」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「（公印の調製、改刻及び廃止）」に改め、同条第1項中「公印の管守者は、公印を調整し」を「保管者は、公印を調製し、改刻し」に改め、「公印調整（改刻）（廃止）決議書により」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、公印を調製し、改刻し、又は廃止したときは、公印の名称、使用範囲及び印影並びに使用の開始又は廃止の期日を告示するものとする。

第4条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

3 保管者は、公印を改刻し、又は廃止したときは、不要となった公印を教育総務課長に引き継がなければならない。

第3条第1項を次のように改める。

公印の保管者（以下「保管者」という。）は、公印を慎重に取り扱い、盜難、紛失、不正使用等がないように責任を持って保管しなければならない。

第3条第2項中「特に管守者の承認を受けた場合のほか、所定の」を「保管者が指定した」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出しを「（公印の名称等）」に改め、同条中「種類、管守者、使用範囲及び制式」を「名称、ひな型、寸法、使用範囲及び保管者」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 公印とは、公文書に使用する序印及び職印をいう。

別表第1中「ひな形」を「ひな型」に改める。

別表第2中「ひな形」を「ひな型」に改める。

様式第1号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条関係)

公印事故届	
年 月 日	
坂井市教育委員会 様	
保管者職氏名 印	
次のとおり公印に事故がありましたので届けます。	
1	事故のあった 公印の名称
2	事故の内容
3	事故の後における 処理事項
4	その他必要事項

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第8条関係)

公印承認簿

承認印	月日	文書番号	件名	公印		所属課等名	職名	氏名
				名称	押印数			

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会公印規則(平成18年教育委員会規則第10号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び坂井市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関における公印に関する必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、坂井市教育委員会及び坂井市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関における公印に関する必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 公印とは、公文書に使用する印及び戳印をいう。	第2条 公印の種類、管守者等
第3条 公印の名称等	第2条 公印の種類、管守者、使用範囲及び制式は、別表第1及び別表第2のとおりとする。
第4条 公印の保管者(以下「保管者」という。)は、公印を慎重に取り扱い、盗難、紛失、不正使用等がないように責任を持って保管しなければならない。	(公印の保管)
(略)	第3条 (略)
2 公印は、保管者が指定した保管場所以外に持ち出さなければならない。	2 公印は、特に管守者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出さなければならない。
(公印の調製、改刻及び廃止)	(公印の調整、改刻、廃止等)
第5条 保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止する必要があると認めたときは、	第4条 公印の管守者は、公印を調整し、又は廃止する必要があると認めめたときは、公印調整(改刻)(廃止)決議書により教育長の承認を受け

なければならない。

2 教育委員会は、公印を調製し、改刻し、又は施錠したときは、公印の名称、使用範囲及び印影並に使用の開始又は終止の期日を告示するものとする。

(略)

3 保管者は、公印を改刻し、又は施錠したときは、不要となつた公印を教育総務課長に引き継がなければならぬ。

(公印台帳)

第6条 教育総務課長は、公印台帳(様式第1号)を備え、公印の名称、印影その他必要な事項を登載しておかなければならぬ。

(公印の事故)

第7条 保管者は、公印の盜難、紛失又は偽造その他の事故があつたときは、直ちに、公印事故届(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならぬ。

(公印の使用)

第8条 公印を使用するときは、当該公印承認書(様式第3号)に所要事項を記入の上、当該保管者_____に押印すべき文書及びその原議書_____を提示して、その承認を受けなければならぬ。

(印影の印刷)

第9条 公印は、特に必要があると認められるときは、帳票等にその印影を印刷することができます。

2 前項の規定により、公印を刷り込もうとするときは、当該保管者の承

なければならない。

2 (略)

第5条 公印の保管者は、公印台帳(様式第1号)を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登載しておかなければならぬ。

(公印の事故)

第6条 公印の保管者は、公印の盜難、紛失又は偽造その他の事故が生じたときは、速やかにその旨_____を教育委員会に報告しなければならぬ。

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、当該公印承認書(様式第2号)に所要事項を記入の上、当該公印の保管者_____に押印すべき文書及びその決裁文書を提示して、その承認を受けなければならぬ。

(公印の刷込)

第8条 公印は、特に必要があるときは、これを刷り込むことができる。

2 前項の規定により、公印を刷り込もうとするときは、教育長____の承

認を受けなければならない。

3 公印の印影の印刷は、当該印影を拡大し、又は縮小してすることがで
きる。

別表第1(第2条関係)

事務局

公印の名称	ひな型	寸法(単位 ミリメー トル)	使用範囲	保管者
教育委員会 印	方21 ／辞令／一般文 書用	教育総務課 長	教育総務課 長	教育総務課 長
委員長印	方21 一般文書用	教育総務課 長	教育総務課 長	教育総務課 長
教育長印	方21 ／辞令／一般文 書用	教育総務課 長	教育総務課 長	教育総務課 長
部長印	方21 一般文書用	教育総務課 長	教育総務課 長	教育総務課 長
課長印	方21 一般文書用	各課長	各課長	各課長

別表第1(第2条関係)

事務局

公印の名称	ひな形	寸法(単位 ミリメー トル)	使用範囲	保管者
教育委員会 印		方21 ／辞令／一般文 書用	教育総務課 長	教育総務課 長
委員長印		方21	一般文書用	教育総務課 長
教育長印		方21 ／辞令／一般文 書用	教育総務課 長	教育総務課 長
部長印		方21 一般文書用	教育総務課 長	教育総務課 長
課長印		方21 一般文書用	各課長	各課長

室長印	方21	一般文書用	各室長
別表第2(第2条関係)			
学校その他の教育機関			
公印の名称	ひな型	寸法(単位 ミリメー トル)	使用範囲
学校印		方27	一般文書用
学校長印		方50	卒業証書用
幼稚園印		方21	一般文書用
教育機関印		方21	一般文書用
教育機関の 長印		方21	一般文書用

室長印	方21	一般文書用	各室長
別表第2(第2条関係)			
学校その他の教育機関			
公印の名称	ひな形	寸法(単位 ミリメー トル)	使用範囲
学校印			方27
学校長印			方50
幼稚園印			方21
教育機関印			方21
教育機関の 長印			方21

様式第1号(第6条関係)

(略)

様式第1号(第5条関係)

(略)

議案第36号

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部改正について
次のとおり変更許可の承認を求める。

平成25年3月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年坂井市規則第35号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第2条の見出し中「名称」を「名称等」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（補助金等交付申請に添付すべき書類）

第3条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

（補助事業の変更）

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。

（実績報告）

第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるとおりとする。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

別表第1の1の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の1/2以内
とし、坂井市教育研究会の
会費収入額の総額を限度と
する。ただし、1,000円
未満の端数が生じたとき
は、これを切り捨てる。

別表第1の2の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の10/10
以内とし、実園児数に10,
000円を乗じて得た額に
500,000円を加えた
額を限度とする。ただし、
1,000円未満の端数が
生じたときは、これを切り

捨てる。

別表第1の3の項補助事業者の欄を次のように改める。

地域住民、保護者及び学校
の協働により組織される団
体並びに坂井市教育研究会

別表第1の4の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の1／2以内
とし、予算の範囲内とする。
ただし、1,000円未満の
端数が生じたときは、これ
を切り捨てる。

別表第1の5の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の1／2以内
とし、周年数に10,000
円を乗じて得た額を限度と
する。ただし、1,000円
未満の端数が生じたとき
は、これを切り捨てる。

別表第2の3の項補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称の欄を次のように改
める。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体規約
- (4) 団体名簿
- (5) その他市長が必要と
認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等につ
いて適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱(平成20年教育委員会告示第7号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この告示は、坂井市補助金等交付規則(平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。)によるもののはか、教育総務課所管に係る補助金等の交付に關し必要な事項を定める。	第1条 この告示は、坂井市補助金等交付規則(平成18年坂井市規則第35号。)によるもののはか、教育総務課所管に係る補助金等の交付に關し必要な事項を定める。
(補助金等の名称等)	(補助金等の名称)
第2条 (略)	第2条 (略)
(補助金等交付申請書に添付すべき書類)	(補助金等の交付の申請)
第3条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げるところとする。	第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書を別に定める日までに市長に提出しなければならない。 2 補助金等交付申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。
(補助事業の変更)	(補助事業の変更)
第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。	第4条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、補助金等交付変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。
(実績報告)	(実績報告)
第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるとおりとする。	第5条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)又は市の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書を市長に提出しなければならぬ。

2 様式
補助事業実績報告書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金等の請求)

第6条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 補助金等交付請求書には、補助金等交付指令書の写し又は補助金等確定通知書の写しを添付しなければならない。

(様式)

第7条 この告示による申請書等の様式については、坂井市補助金等交付規則に規定する様式による。ただし、必要があると認めるとときは、別に定めることができる。

(その他の)

第8条 (略)

別表第1(第2条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者の範囲	補助金等の交付	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率	支払区分
1	坂井市 市内の小中学校 教育研究会 及び幼稚園の教育研究会 研究会事務活動を推進するためを行う教業補助	教育研究会及び幼稚園の教育研究会 研究会事務活動を推進するためを行う教業補助	市内の小中学校 教育研究会 及び幼稚園の教育研究会 研究会事務活動を推進するためを行う教業補助	教育研究会及び幼稚園の教育研究会 研究会事務活動を推進するためを行う教業補助	教育研究会及び幼稚園の教育研究会 研究会事務活動を推進するためを行う教業補助	教育研究活動に補助対象経費の1／概算払における研究及び2以内とし、坂井市研修に要する経費	教育研究活動に補助対象経費の1／概算払における研究及び2以内とし、坂井市研修に要する経費	教育研究活動に補助対象経費の1／概算払における研究及び2以内とし、坂井市研修に要する経費

別表第1(第2条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者の範囲	補助金等の交付	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率	支払区分
1	坂井市 市内の小中学校 教育研究会 及び幼稚園の教育研究会 研究会事務活動を推進するためを行う教業補助	教育研究会及び幼稚園の教育研究会 研究会事務活動を推進するためを行う教業補助	市内の小中学校 教育研究会 及び幼稚園の教育研究会 研究会事務活動を推進するためを行う教業補助	教育研究会及び幼稚園の教育研究会 研究会事務活動を推進するためを行う教業補助	教育研究会及び幼稚園の教育研究会 研究会事務活動を推進するためを行う教業補助	教育研究活動に補助対象経費の1／概算払における研究及び2以内とし、坂井市研修に要する経費	教育研究活動に補助対象経費の1／概算払における研究及び2以内とし、坂井市研修に要する経費	教育研究活動に補助対象経費の1／概算払における研究及び2以内とし、坂井市研修に要する経費

金	育研究会事業を支援し、教育活動の推進を図ることを目的とする。	度とする。 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	精算払	度とする。
2	坂井市私立幼稚園において安定的な幼児教育活動の継続を図り、幼児教育活動の発展に寄与するため、当該幼稚園の施設環境の維持及び幼児教育振興活動を支援し、義務教育及びその後の教育の基礎を培う役割を果たす幼稚園の充実及び向上を図る。	精算払 （スクールバス料数に10,000円を乗じて得た額に50%を限度とする。） ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	精算払 （スクールバス料数に10,000円を乗じて得た額に50%を限度とする。） ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	補助対象経費の10%以内とし、実園の運行に要する額に50%を限度とする。） ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
2	坂井市内の私立幼稚園において安定的な幼児教育活動の継続を図り、幼児教育活動の発展に寄与するため、当該幼稚園の施設環境の維持及び幼児教育振興活動を支援し、義務教育及びその後の教育の基礎を培う役割を果たす幼稚園の充実及び向上を図る。	精算払 （スクールバス料数に10,000円を乗じて得た額に50%を限度とする。） ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	精算払 （スクールバス料数に10,000円を乗じて得た額に50%を限度とする。） ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	補助対象経費の10%以内とし、実園の運行に要する額に50%を限度とする。） ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

		ことを目的とする。	
3	坂井市 市立小学校及び地域住民、保 中学校に寄贈さ 教育費 振興費 奨励金	学校教育の振興補助対象経費の10 概算払 実を図るために沿組組織される國 必要な備品の購 入、*施設・設備 の修繕に要する 環境の充実に資 するための事業 に対して交付す ることにより、 教育環境の充実 と児童及び生徒 の健全育成を図 ることを目的と する。	学校教育の振興補助対象経費の10 概算払 実を図るために沿組組織される國 必要な備品の購 入、*施設・設備 の修繕に要する 環境の充実に資 するための事業 に対して交付す ることにより、 教育環境の充実 と児童及び生徒 の健全育成を図 ることを目的と する。
3	坂井市 市立小学校及び市立中学校 小学校に寄贈さ 教育費 振興費 奨励金	学校教育の振興補助対象経費の10 概算払 実を図るために沿組組織される國 必要な備品の購 入、*施設・設備 の修繕に要する 環境の充実に資 するための事業 に対して交付す ることにより、 教育環境の充実 と児童及び生徒 の健全育成を図 ることを目的と する。	学校教育の振興補助対象経費の10 概算払 実を図るために沿組組織される國 必要な備品の購 入、*施設・設備 の修繕に要する 環境の充実に資 するための事業 に対して交付す ることにより、 教育環境の充実 と児童及び生徒 の健全育成を図 ることを目的と する。
4	坂井市 学校教 育関係 大会等	各教育研究大会 相互交流及び相団体等 で開催される大綱 会の運営に要す る。	各教育研究大会 相互交流及び相団体等 で開催される大綱 会の運営に要す る。

事業費 補助金	徒の学力及び体力の向上並びに教職員の指導力の向上を図り、坂井市学校教育諸活動の質的向上に資するため、市内で開催される学校教育関係の大会に対して補助金を交付する。	5	坂井市学校創立周年記念事業委員会	学校創立周年記念事業に要する2以内とし、周年数経費のうち、記に10,000円を乗じて補助金を支給する。 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	精算払
事業費 補助金	徒の学力及び体力の向上並びに教職員の指導力の向上を図り、坂井市学校教育諸活動の質的向上に資するため、市内で開催される学校教育関係の大会に対して補助金を交付する。	5	坂井市学校創立周年記念事業委員会	学校創立周年記念事業に要する2以内とし、周年数経費のうち、記に10,000円を乗じて補助金を支給する。 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	精算払

め、学校創立周年記念事業に対して補助金を交付する。

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称	べき書類の名称	添付事業実績報告書の提出期限	添付事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	の提出期限	添付事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	坂井市 (1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 団体規約 (4) 团体名簿 (5) その他市長が必要と認める書類		(略)		(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類 振興費 授与金	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称	べき書類の名称	添付事業実績報告書の提出期限	添付事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	坂井市 (1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類 振興費 授与金		(略)	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類 振興費 授与金	(略)

議案第37号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の
一部改正について

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成25年3月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年坂井市規則第35号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第2条の見出し中「名称」を「名称等」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（補助金等交付申請に添付すべき書類）

第3条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

（補助事業の変更）

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。

（実績報告）

第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるとおりとする。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

別表第1の1の項補助率等の欄を次のように改める。

次に掲げるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 新設又は改築について
は、当該経費の1/2以内とし、500,000円を限度とする。
- (2) 改修については、当該
経費の1/3以内とし、
300,000円を限度
とする。

別表第1の2の項補助率等の欄を次のように改める。

当該年度に係る国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める補助限度額の範囲内とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1に次のように加える。

4	坂井市教職大学院入学助成金	教員としての専門的力量向上のために福井大学院教育学研究科教職開発専攻（以下「教職大学院」という。）で学ぶ教員の入学に要する経費の一部を助成することにより、市立小中学校に勤務する教員の進学を促し、資質の向上を図るとともに、教職大学院との連携による質の高い学校教育の実現を図ることを目的とする。	教職大学院に入學した市立小中学校の教員	教職大学院の入学に要する経費のうち入学料	補助対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	精算払
---	---------------	---	---------------------	----------------------	---	-----

別表第2に次のように加える。

4	坂井市教職大学院入学助成金	(1) 学生証の写し (2) その他市長が必要と認める書類	交付決定後速要と認める書類	(1) 入学料の領収書の写し (2) その他市長が必要と認める書類
---	---------------	----------------------------------	---------------	--------------------------------------

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱(平成20年教育委員会告示第8号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この告示は、坂井市補助金等交付規則(平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。)によるものほか、学校教育課所管に係る補助金等の交付に関する必要な事項を定める。	第1条 この告示は、坂井市補助金等交付規則(平成18年坂井市規則第35号。)によるものほか、学校教育課所管に係る補助金等の交付に關し必要な事項を定める。
(補助金等の名称等)	(補助金等の名称)
第2条 (略)	第2条 (略)
(補助金等交付申請書に添付すべき書類)	(補助金等の交付の申請)
第3条 規則第5条第3項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げるところとする。	第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書を別に定める日までに市長に提出しなければならない。 2 補助金等交付申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。
(補助事業の変更)	(補助事業の変更)
第4条 規則第7条第1項第1号に規定する額微小変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。	第4条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、補助金等交付変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
(実績報告)	(実績報告)
第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるところとする。	第5条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときは。)又は市の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 据付事業実績報告書には、別表第2に掲げる費類を添付しなければならない。

(補助金等の請求)

第6条 据付事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 補助金等交付請求書には、補助金等交付指令書の写し又は補助金等確定通知書の写しを添付しなければならない。

(様式)

第7条 この告示による申請書等の様式については、坂井市補助金等交付規則に規定する様式による。ただし、必要があると認めるとときは、別に定めることができる。

(その他)

第6条 (略)

別表第1(第2条関係)

整理番号	補助金等の名 称	補助金等の 交付目的	補助事業者	補助事業経費の 範囲	補助率等	補助事業者	補助事業経費の 範囲	補助率等	支払区分
1	坂井市 通学バス 停建	市立小学校 及び中学校 に、バスを利用	区(町内 会・自治会 に、バスを利用)	通学バス停の新 設築、改築又は改 修に要する経費	次に掲げるとおり	区(町内 会・自治会 に、バスを利用)	通学バス停の新 設築、改築又は改 修に要する経費	次に掲げるとおり	精算 する。

整理番号	補助金等の名 称	補助金等の 交付目的	補助事業者	補助事業経費の 範囲	補助率等	補助事業者	補助事業経費の 範囲	補助率等	支払区分
1	坂井市 通学バス 停建	市立小学校 及び中学校 に、バスを利用)	区(町内 会・自治会 に、バスを利用)	通学バス停の新 設築、改築又は改 修に要する経費	ただし、1,000円未 満の端数が生じた ときは、これを切り	区(町内 会・自治会 に、バスを利用)	通学バス停の新 設築、改築又は改 修に要する経費	ただし、1,000円未 満の端数が生じた ときは、これを切り	精算 する。 (1) 新設又は改築 については、当該 経費の1/2以内

				概算 払	当該年度に係る国 の幼稚園就園奨励 費補助金交付要綱 に定める補助限度 額の範囲内とする。
金	徒の安全を確保するため、区(町内会・自治会)が設置する通学バス停の整備に要する経費について補助金を交付する。	(1) 新設又は改築については、当該経費の1／2以内とし、500,000円を限度とする。 (2) 改修については、当該経費の1／3以内とし、30,000円を限度とする。	市内に住所を有し市の私教育環境の充実を図るどもに、保立幼稚園に就園する幼児の保護者状況に応じて経済的負担を軽減するため、私立とし、当該私立幼稚園に就園している幼児の保護	概算 払	当該年度に係る国 の幼稚園就園奨励 費補助金交付要綱 に定める補助限度 額の範囲内とする。
金	徒の安全を確保するため、区(町内会・自治会)が設置する通学バス停の整備に要する経費について補助金を交付する。	(1) 新設又は改築については、当該経費の1／2以内とし、500,000円を限度とする。 (2) 改修については、当該経費の1／3以内とし、30,000円を限度とする。	市内に住所を有し市の私教育環境の充実を図るどもに、保立幼稚園に就園する幼児の保護者状況に応じて経済的負担を軽減するため、私立とし、当該私立幼稚園に就園している幼児の保護	概算 払	当該年度に係る国 の幼稚園就園奨励 費補助金交付要綱 に定める補助限度 額の範囲内とする。
金	徒の安全を確保するため、区(町内会・自治会)が設置する通学バス停の整備に要する経費について補助金を交付する。	(1) 新設又は改築については、当該経費の1／2以内とし、500,000円を限度とする。 (2) 改修については、当該経費の1／3以内とし、30,000円を限度とする。	市内に住所を有し市の私教育環境の充実を図るどもに、保立幼稚園に就園する幼児の保護者状況に応じて経済的負担を軽減するため、私立とし、当該私立幼稚園に就園している幼児の保護	概算 払	当該年度に係る国 の幼稚園就園奨励 費補助金交付要綱 に定める補助限度 額の範囲内とする。

助金を交付する。	助金を交付する。	助金を交付する。	助金を交付する。
る場合において、利用する第2子の利用者負担限度額については、ア又はイに規定する利用者負担限度額に0.5を乗じて得た額とし、利用する第3子以降については補助対象経費の全額とする。	る場合において、利用する第2子の利用者負担限度額については、ア又はイに規定する利用者負担限度額に0.5を乗じて得た額とし、利用する第3子以降については補助対象経費の全額とする。	(2) 保護者契約による委託バスを利用する場合 ア 小学生については、1月当たり1,600円(利用者負担限度額)を超える額	(2) 保護者契約による委託バスを利用する場合 ア 小学生については、1月当たり1,600円(利用者負担限度額)を超える額

いっては、1月当たり2,400円(利用者負担限度額)を超える額	ウ 同月に兄弟姉妹が利用する場合において、利用する第2子の利用者負担限度額について、ア又はイに規定する利用者負担限度額に0.5を乗じて得た額とし、利用する第3子以降については補助対象経費の全額とする。	いっては、1月当たり2,400円(利用者負担限度額)を超える額	同月に兄弟姉妹が利用する場合において、利用する第2子の利用者負担限度額について、ア又はイに規定する利用者負担限度額に0.5を乗じて得た額とし、利用する第3子以降については補助対象経費の全額とする。
4 坂井市 教職大 学院入	教員として教職大学院に入学した専門的な量向上のため	教職大学院の入學料	教職大学院の入學料に要する経費以内とし、予算の範囲内とする。ただし

学助成 金	めに福井大 学大学院教 育学研究科 教職開発專 攻(以下「教 職大学院」と いう。)で学 ぶ教員の人 学に要する 経費の一部 を助成する ことにより、 市立小中學 校に勤務す る教員の進 歩を促し、資 質の向上を 図るととも に、教職大學 院との連携 による質の 高い学校教 育の実現を 図ることを
た市立 小中學 校の教 員	し、1,000円未満の 端数が生じたとき は、これを切り捨て る。

別表第2(第3条、第5条関係)		目的とする。									
整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	坂井市通学バス建設事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに
2	坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに
3	坂井市通学支援事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 補助対象者名簿 (4) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに						

別表第2(第3条、第5条關係)

別表第2(第3条、第5条関係)		補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	事業完了後速やかに(1)事業実施計画書 (2)収支予算書 (3)その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに(1)事業実施計画書 (2)収支予算書 (3)その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに(1)事業実施計画書 (2)収支予算書 (3)その他市長が必要と認める書類
整理番号	補助金等の名稱	提出期限	提出期限	提出期限	提出期限	提出期限
1	坂井市通学バス停建設事業費補助金					
2	坂井市私立幼稚園奨励事業費補助金					
3	坂井市通学支援事業費補助金					

4	坂井市教職 大学院入学 助成金	(1) 学生証の写し		交付決定後 速やかに 認める書類	類
		(2) その他市長が必要と 認める書類	(1) 入学料の領取 書の写し		

議案第38号

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の
一部改正について

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部改
正について、次のとおり承認を求める。

平成25年3月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年坂井市規則第35号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第2条の見出し中「名称」を「名称等」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（補助金等交付申請に添付すべき書類）

第3条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

（補助事業の変更）

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。

（実績報告）

第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるとおりとする。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とする。

別表第1の1の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の1/2以内とし、250,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1の2の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の10/10以内とし、予算に定める額の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1の3の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の10／10以内とし、1団体につき70,000円とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1の4の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の1／2以内とし、350,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1の5の項を削り、同表6の項補助率等の欄を次のように改め、同項を同表5の項とする。

補助対象経費の10／10以内とし、会員数に1,000円を乗じて得た額に教育委員会が別に定める額を加えた額を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1の7の項を削り、同表8の項補助率等の欄を次のように改め、同項を同表6の項とする。

補助対象経費の10／10以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1の9の項補助金等の名称の欄から補助率等の欄までを次のように改め、同項を同表7の項とする。

坂井・奥越地区高等学校野球連盟事業補助金	坂井・奥越地区内の高等学校野球の振興と発展を図るため、春季及び秋季に実施する坂井・奥越地区高等学校野球大会の運営に対して支援	坂井・奥越地区高等学校野球連盟	坂井・奥越地区高等学校野球大会運営事業に要する経費	1大会当り、均等割20,000円、所在校1校当り10,000円とし、予算の範囲内とす
----------------------	--	-----------------	---------------------------	--

	し、競技力の向上と 相互の親交の推進を 図ることを目的とす る。			
--	---	--	--	--

別表第1の10の項補助率等の欄を次のように改め、同項を同表8の項とする。

次に掲げるとおりとする。
ただし、1,000円未満の
端数が生じたときは、これ
を切り捨てる。

- (1) 坂井市古城カップサッカーワールド大会 補助対象
経費の1/2の額に1
00,000円を加え
た額の範囲内とし、7
00,000円を限度
とする。
- (2) 坂井市ユリカップバ
スケットボール大会
補助対象経費の1/2
以内とし、200,0
00円を限度とする。

別表第1の11の項補助率等の欄を次のように改め、同項を同表9の項とする。

補助対象経費の1/2以内
とし、予算の範囲内とする。
ただし、1,000円未満の
端数が生じたときは、これ
を切り捨てる。

別表第1の12の項補助率等の欄を次のように改め、同項を同表10の項とする。

補助対象経費の10/10
以内とし、予算に定める額
の範囲内とする。ただし、
1,000円未満の端数が
生じたときは、これを切り
捨てる。

別表第1の13の項補助率等の欄を次のように改め、同項を同表11の項とする。

補助対象経費の10/10
以内とし、予算の範囲内と
する。ただし、1,000円
未満の端数が生じたとき

は、これを切り捨てる。

別表第1の14の項補助率等の欄を次のように改め、同項を同表12の項とする。

補助対象経費の1/3以内
とし、予算の範囲内とする。
ただし、1,000円未満の
端数が生じたときは、これ
を切り捨てる。

別表第1に次のように加える。

13	古城グリーンロードレース大会事業費補助金	全国を対象とした自転車愛好家を市内に呼び込んで、レースを開催することにより市内観光や観光PRの場の提供、経済効果の波及及び健康増進を目的として交付する。	坂井市丸岡観光協会	古城グリーンロードレースの開催に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、1,100,000円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算払
----	----------------------	--	-----------	-----------------------	--	-----

別表第2の5の項を削り、同表6の項を同表5の項とする。

別表第2の7の項を削り、同表8の項を同表の6項とする。

別表第2の9の項補助金等の名称の欄を次のように改め、同項を同表7の項とする。

坂井・奥越地区高等学校
野球連盟事業補助金

別表第2中10の項を8の項とし、11の項から14の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第2に次のように加える。

13	古城グリーンロードレース大会事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
----	----------------------	--	-----------	--

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ管補助金等交付要綱(平成20年教育委員会告示第9号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(趣旨)	(趣旨) 第1条 この告示は、坂井市補助金等交付規則(平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。)によるもののほか、生涯学習スポーツ課所管に係る補助金等の交付に關し必要な事項を定める。
(補助金等の名称等)	(補助金等の名称等)
第2条 (略)	第2条 (略) (補助金等交付申請に添付すべき書類) 第3条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げるところとする。
(補助事業の変更)	(補助事業の変更) 第4条 規則第7条第1項第1号に規定する堅微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合は、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。
(実績報告)	(実績報告) 第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるとおりとする。

補助事業実績報告書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金等の請求)

第6条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 補助金等交付請求書には、補助金等交付指令書の写し又は補助金等確定通知書の写しを添付しなければならない。

(様式)

第7条 この告示による申請書等の様式については、坂井市補助金等交付規則に規定する様式による。ただし、必要があると認めるときは、別に定めることができる。

(書類の提出)

第8条 この告示に開する申請、変更、報告、請求書は、生涯学習スクール課を通じて提出するものとする。

(その他)

第9条 (略)

別表第1(第2条関係)

整理番号	補助金等の名称	目的	補助事業者の経費	補助事業者	補助率等	補助金等の範囲	支払区分
1	坂井市PTA市内の小・中学校PTA	PTAの組織間交流	補助対象経費の1／概算払	PTAの組織間交流	補助対象経費の1／概算払	PTAの組織間交流と教育効果の2以内とし、250,000円	PTAの組織間交流と教育効果の2以内とし、250,000円

別表第1(第2条関係)

整理番号	補助金等の名称	目的	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の経費	補助率等	支払区分
1	坂井市PTA市内の小・中学校PTA	PTAの組織間交流	補助対象経費の1／概算払	PTAの組織間交流	補助対象経費の1／概算払	PTAの組織間交流と教育効果の2以内とし、250,000円	PTAの組織間交流と教育効果の2以内とし、250,000円

業補助金	育効果の増進のために坂井市PTA連合会が行う事業に対して支援し、PTAの正常な発展と学校教育の充実及び向上の推進を図ることを目的とする。	増進のために行円を限度とする。な る事業に要するだし、1,000円未満 経費	増進のために行円を限度とする。な る事業に要する 経費	増進のために行円を限度とする。な る事業に要する
2	坂井市子どもも会育成会及びジユニ 成連絡協議会運営	坂井市子どもも会、子ども会運営及び事業に も会育成運営する経費	坂井市子どもも会、子ども会運営及び事業に も会育成運営する経費	増進のために行円を限度とする。
2	坂井市子どもも会育成会及びジユニ 成連絡協議会運営	坂井市子どもも会、子ども会運営及び事業に も会育成運営する経費	坂井市子どもも会、子ども会運営及び事業に も会育成運営する経費	増進のために行円を限度とする。
3	青少年の健全育成 成団体運営補助金	青少年の健全育成を図るために活動する青少年育成団 体の運営及び活動	青少年の健全育成を図るために活動する青少年育成団 体の運営及び活動	増進のために行円を限度とする。

4	坂井市かるた大会の普及及び競技力向上のため開催するかるた大会、研修等の事業補助金	かるた大会の開催対象経費の1／2以内とし、350,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	坂井市かるた大会の普及及び競技力向上のため開催するかるた大会、研修等の事業補助金	かるた大会の開催対象経費の1／2以内とし、350,000円を限度とする。
4	坂井市かるた大会の普及及び競技力向上のため開催するかるた大会、研修等の事業補助金	かるた大会の開催対象経費の1／2以内とし、350,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	坂井市かるた大会の普及及び競技力向上のため開催するかるた大会、研修等の事業補助金	かるた大会の開催対象経費の1／2以内とし、350,000円を限度とする。
5	坂井市女性の家利生活改善技術の普及による地域生活の向上を図るため活動する生活改善グループ運営補助金	坂井市女性の家利生活改善技術の普及による地域生活の向上を図るため活動する生活改善グループ運営補助金	坂井市女性の家利生活改善技術の普及による地域生活の向上を図るため活動する生活改善グループ運営補助金	坂井市女性の家利生活改善技術の普及による地域生活の向上を図るため活動する生活改善グループ運営補助金

5	坂井市女性の教養を高め、坂井市女性の会運営及び事業に補助対象経費とする。	女性の教養を高め、坂井市女性の会運営及び事業に補助対象経費とする。	概算払 ／10以内とし、会員数に1,000円を乗じて得た額に教育委員会が別に定める額を加えた額を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これらを切り捨てる。	女性の教養を高め、坂井市女性の会運営及び事業に補助対象経費とする。
6	坂井市女性の教養を高め、坂井市女性の会運営及び事業に補助対象経費とする。	女性の教養を高め、坂井市女性の会運営及び事業に補助対象経費とする。	概算払 ／10以内とし、会員数に1,000円を乗じて得た額に教育委員会が別に定める額を加えた額を限度とする。	女性の教養を高め、坂井市女性の会運営及び事業に補助対象経費とする。
7	坂井市牡牛年会連絡協議会運営及び活動による年金連絡協議会の運営及び活動に対する支援	坂井市牡牛年会連絡協議会運営及び活動による年金連絡協議会の運営及び活動に対する支援	概算払 ／10以内とし、10,000円を限度とする。	坂井市牡牛年会連絡協議会運営及び活動による年金連絡協議会の運営及び活動に対する支援

におけるスポーツ振興と参加者等の交流の促進を図ることを目的とする。	協会	城ヶ代サッカー大会 (2) 坂井市ユーリカカップバドミントン大会	(1) 坂井市古城カップサッカー大会 (2) 坂井市ユーリカカップバドミントン大会	(1) 坂井市古城カップサッカー大会 (2) 坂井市ユーリカカップバドミントン大会
におけるスポーツ振興と参加者等の交流の促進を図ることを目的とする。	協会	城ヶ代サッカー大会 (2) 坂井市ユーリカカップバドミントン大会	(1) 坂井市古城カップサッカー大会 (2) 坂井市ユーリカカップバドミントン大会	(1) 坂井市古城カップサッカー大会 (2) 坂井市ユーリカカップバドミントン大会
におけるスポーツ振興と参加者等の交流の促進を図ることを目的とする。	協会	城ヶ代サッカー大会 (2) 坂井市ユーリカカップバドミントン大会	(1) 坂井市古城カップサッカー大会 (2) 坂井市ユーリカカップバドミントン大会	(1) 坂井市古城カップサッカー大会 (2) 坂井市ユーリカカップバドミントン大会
北信越大会以上の規模となるスポーツ大会に對して支援することにより、及びこれに本市における競技スポーツに対する開心の高揚、競技力の向上及び市外か	協会	北信越大会以上の全国を統括するスポーツ大会に對して支援することにより、及びこれに本市における競技スポーツに対する開心の高揚、競技力の向上及び市外か	北信越大会以上の全国を統括するスポーツ大会に對して支援することにより、及びこれに本市における競技スポーツに対する開心の高揚、競技力の向上及び市外か	北信越大会以上の全国を統括するスポーツ大会に對して支援することにより、及びこれに本市における競技スポーツに対する開心の高揚、競技力の向上及び市外か

10	坂井市体育協会運営補助金	スポーツの普及による豊かな地域づくりを図るために活動する体育協会の運営及び活動に対する支援し、スポーツを通じた豊かな地域づくりの推進を図ることを目的とする。	財団法人坂井市体育協会 営業要する経費 ／10以内とし、予算に定める額の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てる。
12	坂井市体育協会運営補助金	スポーツの普及による豊かな地域づくりを図るために活動する体育協会の運営及び活動に対する支援し、スポーツを通じた豊かな地域づくりの推進を図ることを目的とする。	財団法人坂井市体育協会 営業要する経費 ／10以内とし、予算に定める額の範囲内とする。
13	坂井市スポーツ少年団運営補助金	坂井市スポーツ少年団を集約し、団員、指導者及び育成母集団の資質向上を図るために活動する坂井市スポーツ少年団の運営及び事業に対して支援し、青少年の健全育成	坂井市スポーツ少年団を集約し、団員、指導者及び育成母集団の資質向上を図るために活動する坂井市スポーツ少年団の運営及び事業に対して支援し、青少年の健全育成

12	坂井フェニックスサッカークラブの推進を図ることとを目的とする。	NPO法人スポーツクラブの活動事業に対する支援、市のトップチームとしてのチームづくりを図り、本市におけるスポーツの振興と青少年の健全育成に貢献することを目的とする。	補助対象経費の1／3以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
14	坂井フェニックスサッカーサッカークラブの活動事業に対する支援、市のトップチームとしてのチームづくりを図り、本市におけるスポーツの振興と青少年の健全育成に貢献することを目的とする。	NPO法人スポーツクラブの活動事業に対する支援、市のトップチームとしてのチームづくりを図り、本市におけるスポーツの振興と青少年の健全育成に貢献することを目的とする。	補助対象経費の1／3以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
13	山城グリーンレース大会事業費補助金の推進を図ることとを目的とする。	自転車愛好家を中心とした大会を開催するところにより市内観光や観光PRの場の提供、経済効果の波及及び健康増進を目的として交付する。	補助対象経費の1／3以内とし、1,100,000円に要する経費(0円を上限とする)ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2(第3条、第5条関係)

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限													
1	坂井市PTA連合会 事業補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 会則 (4) 会員名簿 (5) 総会資料	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市PTA連合会 事業補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 会則 (4) 会員名簿 (5) 総会資料	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市子どもも会 育成連絡協議会 運営補助金	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市子どもも会 育成連絡協議会 運営補助金	(1) 事業実施報告書 (2) 収支予算書 (3) 会則 (4) 会員名簿 (5) 総会資料	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	青少年育成団体 運営補助金	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	青少年育成団体 運営補助金	(1) 事業実施報告書 (2) 収支予算書 (3) 会則 (4) 会員名簿 (5) 総会資料	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市かるた協 会事業補助金	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市かるた協 会事業補助金	(1) 事業実施報告書 (2) 収支予算書 (3) 会則	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類

		(4) 会員名簿 (5) 総会資料	認める書類	
5	坂井市女性の会 利用生活改善グ ループ運営補助 金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 会則 (4) 会員名簿 (5) 総会資料	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と 認める書類
6	坂井市女性の会 運営補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 会則 (4) 会員名簿 (5) 総会資料	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と 認める書類
7	坂井市社会連 絡協議会運営補 助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 会則 (4) 会員名簿 (5) 総会資料	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と 認める書類
8	青少年育成坂井 市民会議運営補 助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 会則 (4) 会員名簿 (5) 総会資料	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と 認める書類
9	青少年育成坂井 市民会議運営補 助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 会則 (4) 会員名簿 (5) 総会資料	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と 認める書類

7 坂井・奥越地区高等学校野球連盟事業補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 大会要項	事業完了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
8 坂井市スポーツ振興事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 大会要項	事業完了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
9 坂井市スポーツ振興事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 大会要項	事業完了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
10 坂井市体育協会運営補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 大会要項	事業完了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
11 坂井市スポーツ振興事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 大会要項	会計年度終了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) 財産目録、貸借対照表、総会資料 (4) その他市長が必要と認める書類	会計年度終了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) 財産目録、貸借対照表、総会資料 (4) その他市長が必要と認める書類
12 坂井市少年団運営補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書	会計年度終了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支予算書 (3) 少年団運営補助金	会計年度終了後速やかに に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類

12	坂井フェニック スサッカークラ ブ事業補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	会計年度終了後速 やかに	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類
13	古城グリーンロ ードレース大会 事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やか に	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類		

議案第39号

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の
一部改正について

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部改正について、
次のとおり承認を求める。

平成25年3月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱（案）

年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年坂井市規則第35号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第2条の見出し中「名称」を「名称等」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（補助金等交付申請に添付すべき書類）

第3条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

（補助事業の変更）

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。

（実績報告）

第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるとおりとする。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

別表第1の1の項補助金等の名称の欄、補助金等の交付の目的の欄及び補助事業者の欄中「財団法人丸岡町文化振興事業団」を「公益財団法人丸岡文化財団」に改め、同項補助率等の欄を次のように改める。

次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人管理運営事業 補助対象経費の10／10以内とし、予算の範囲とする。
- (2) まるおか子供歌舞伎事業 補助対象経費の1／2以内とし、4,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (3) 日本一短い手紙とかまほこ板の絵の物語事業 補助対象経費の1／2以内とし、1,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1の2の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の1／2以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1の3の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の1／2以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1の4の項補助率等の欄を次のように改める。

次に掲げるとおりとする。

- (1) 國指定文化財については、補助対象経費から國、県補助金の額を控除した額の1／2以内とし、5,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (2) 県指定文化財については、補助対象経費から県補助金の額を控除した額の1／2とし、5,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (3) 市指定文化財については、補助対象経費の1／2(建造物の修理に関する事業については、2／3)以内とし、5,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2の1の項補助金等の名称の欄を次のように改める。

公益財団法人丸岡文化財団運営補助金

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱(平成20年教育委員会告示第10号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この告示は、坂井市補助金等交付規則(平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。)によるもののほか、文化課所管に係る補助金等の交付に關し必要な事項を定める。	第1条 この告示は、坂井市補助金等交付規則(平成18年坂井市規則第35号。によるもののほか、文化課所管に係る補助金等の交付に關し必要な事項を定める。
(補助金等の名称等)	(補助金等の名称等)
第2条 (略)	第2条 (略)
(補助金等交付申請書に添付すべき書類)	(補助金等の交付の申請)
第3条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げるところとする。	第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書を別に定める日までに市長に提出しなければならない。 2 補助金等交付申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならぬ。
(補助事業の変更)	(補助事業の変更)
第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業結果率に影響を与えない場合とする。	第4条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合には、補助金等交付更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。
(実績報告)	(実績報告)
第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるとおりとする。	第5条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)又は市の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 据付書類を添付しなければなりません。

(補助金等の請求)

第6条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 補助金等交付請求書には、補助金等交付指令書の写し又は補助金等確定通知書の写しを添付しなければならない。

(様式)

第7条 二の告示による申請書等の様式については、坂井市補助金等交付規則に規定する様式による。ただし、必要があると認めるときは、別に定めることができる。

(その他)

第6条 (略)

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があつた補助金等については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

別表第1(第2条関係)

整 理 番 号	補 助 金 等 の 名 称	補 助 金 等 の 交 付 の 目 的	補 助 事 業 者	補 助 事 業 の 経 費 の 範 围	補 助 率 等	支 払 区 分
1	公益財団法人 人丸岡文化財団	公益財団法人の運営及び活動を支援し、文化活動の推進を図ることを目的とする。	(1) 法人管理運営事業(人件費) (2) まるおか子供歌舞伎事業 (3) 日本一短い手紙とかまばこ板の絵の物語事業	次に掲げる事業に要する経費 (1) 法人管理運営事業(人件費) (2) まるおか子供歌舞伎事業 (3) 日本一短い手紙とかまばこ板の絵の物語事業	概算払 1/2以内とし、4,000,000円を限度とする。 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て	概算払 1/2以内とし、4,000,000円を限度とする。

整 理 番 号	補 助 金 等 の 名 称	補 助 金 等 の 交 付 の 目 的	補 助 事 業 者	補 助 事 業 の 経 費 の 範 囲	補 助 率 等	支 払 区 分
1	財団法人 人丸岡文化振興事業団	財団法人丸岡町文化振興事業団の運営及び活動を支援し、文化活動の推進を図ることを目的とする。	(1) 法人管理運営事業(人件費) (2) まるおか子供歌舞伎事業 (3) 日本一短い手紙とかまばこ板の絵の物語事業	次に掲げる事業に要する経費 (1) 法人管理運営事業(人件費) (2) まるおか子供歌舞伎事業 (3) 日本一短い手紙とかまばこ板の絵の物語事業	概算払 1/2以内とし、4,000,000円を限度とする。	概算払 1/2以内とし、4,000,000円を限度とする。

(3) 日本一短い手紙とかまばこ板の絵の物語事業補助対象経費の1/2以内とし、1,000,000円を限度とする。	ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	2	坂井市文化協会事業補助金	坂井市文化協会が行う文化活動を支援し、市民文化の向上に寄与することを目的とする。
(3) 日本一短い手紙とかまばこ板の絵の物語事業補助対象経費の1/2以内とし、1,000,000円を限度とする。	ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	2	坂井市文化協会事業補助金	坂井市文化協会が行う文化活動を支援し、市民文化の向上に寄与することを目的とする。
(3) 日本一短い手紙とかまばこ板の絵の物語事業補助対象経費の1/2以内とし、1,000,000円を限度とする。	ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	3	坂井市無形文	本市に所在する無形の文化財の保存活動に要する経費

存活動費 事業費 補助金	存活動を支 援し、無形の保 持團体 文化財の保 存及び繼承 を図ること を目的とする。	指定文 化財の 所有者、 保持者 修理に係る 事業を支援 し、文化財の 保全を図る ことを目的 とする。	次に掲げる事業 (軽微なもの)を除 く。)に要する経費 (1) 国指定文化 財にについては、 補助対象経費が ら国、県補助金 の額を控除した 額の1/2以内と し、5,000,000 円を限度とす る。
4 坂井市 文化財 保存事 業費補 助金			

				私 の範囲内とする。 ただし、1,000円未 満の端数が生じた ときは、これを切り捨てる。	精 算 私
文化財保 存活動事 業費補助金	文化財の保 持者及び 文化財の保 存及び繼承 を図ること を目的とす る。	費	指定文 化財の 所有者、 保持者 又は保 持団体 し、文化財の持 有する文化財 の保存又は 修理に係る 事業を支援 することを目的 とする。	次に掲げる事業 (軽微なものを除 く。)に要する経費 (1) 国指定文化 財については、 補助対象経費か ら国、県補助金 の額を控除した 額の1/2以内と し、5,000,000 円を限度とす る。	精 算 私 (1) 国指定文化 財(文化財保護 法(昭和25年法 律第214号)によ り指定された文 化財をいう。) の保存修理、防 災施設、管理又 は美術工芸品收 蔵、庫建設に係る 事業
4 坂井市 文化財 保存事 業費補 助金	4	精 算 私 (2) 県指定文化 財(福井県文化	本市に所在 する文化財 の保存又は 修理に係る 事業を支援 することを目的 とする。	次に掲げる事業 (軽微なものを除 く。)に要する経費 (1) 国指定文化 財については、 補助対象経費か ら国、県補助金 の額を控除した 額の1/2以内と し、5,000,000 円を限度とす る。	精 算 私 ただし、1,000 円未満の端数が 生じたときは、 これを切り捨て る。

財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)により指定された文化財をいう。)の管理、修理、防災施設又は保存に係る事業	(2) 県指定文化財については、補助対象経費から県補助金の額を控除した額の1／2以内とし、5,000,000円を限度とする。	は、補助対象経費から県補助金の額を控除した額の1／2以内とし、5,000,000円を限度とする。
(3) 市指定文化財(坂井市文化財保護条例(平成18年坂井市条例第169号))により指定された文化財をいう。)の修理に係る事業	ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。	(3) 市指定文化財(坂井市文化財保護条例(平成18年坂井市条例第169号))により指定された文化財をいう。)の修理に係る事業
(3) 市指定文化財(坂井市文化財保護条例(平成18年坂井市条例第169号))により指定された文化財をいう。)の修理に係る事業	ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。	(3) 市指定文化財(坂井市文化財保護条例(平成18年坂井市条例第169号))により指定された文化財をいう。)の修理に係る事業
(4) その他市長が特に必要と認める事業	5,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が	(4) その他市長が特に必要と認める事業

生じたときは、
これを切り捨て
る。

別表第2(第3条、第5条関係)

整 理 番 号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1 公益財団法人丸岡町文化財团運営補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	財団法人丸岡町文化振興事業団運営補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市文化協会事業補助金	事業完了後速やかに (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市文化財庫保存活動事業費補助金
2 坂井市文化協会事業補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市文化協会事業補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市無形文化財庫保存活動事業費補助金	事業完了後速やかに (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市無形文化財庫保存活動事業費補助金
3 坂井市無形文化財庫保存活動事業費補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市文化協会事業補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市無形文化財庫保存活動事業費補助金	事業完了後速やかに (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	坂井市無形文化財庫保存活動事業費補助金

4 坂井市文化財保存事業費補助金	事業完了後			
	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 工事設計書 及び図面 (4) その他市長 が必要と認める 書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長 が必要と認める 書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長 が必要と認める 書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 工事設計書 及び図面 (4) その他市長 が必要と認める 書類

4 坂井市文化財保存事業費補助金	事業完了後			
	(1) 事業費補助金 (2) その他市長 が必要と認める 書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長 が必要と認める 書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長 が必要と認める 書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長 が必要と認める 書類

議案第40号

国指定史跡整備推進事業費補助金交付要綱の制定について

坂井市国指定史跡整備推進事業費補助金交付要綱の制定について、
次のとおり承認を求める。

平成25年3月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

国指定史跡整備推進事業費補助金交付要綱（案）

年 月 日

坂井市教育委員会告示第

号

（目的）

第1条 この告示は、市内にある国指定史跡の整備を推進することを目的として、坂井市補助金等交付規則（平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。）によるものほか、国指定史跡の啓発活動等を実施する団体に対して交付する補助金に關し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助事業者は、国指定史跡の所在する区又はまちづくり協議会とする。

（補助事業の経費の範囲）

第3条 補助事業の経費の範囲は、国指定史跡の啓発活動に必要な施設の整備事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の1/3以内とし、150万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金等交付申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）施設の整備については、設計書、図面その他施設の内容が分かる書類

（4）その他市長が必要と認める書類

（補助事業の変更）

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金の額が交付決定を受けた補助金の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。

（実績報告）

第7条 規則第15条に規定する別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）その他市長が必要と認める書類

2 規則第15条に規定する別に定める期日は、補助事業が完了した日から起算して60日を経過する日とする。

（支払方法）

第8条 補助金の支払いは、概算払いとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

議案第41号

坂井市指定文化財の名称変更について

坂井市指定文化財の名称変更について、次のとおり承認を求める。

平成25年3月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

別紙 1

名称変更前(ルビ)	名称変更後(ルビ)	種類
清永白山神社石造九層塔 (きよながはくさんじんじやせきぞうきゅうそうとう)	清永白山神社石造九重塔 (きよながはくさんじんじやせきぞうきゅうじゅうとう)	建造物
石造称念寺七重塔 (せきぞうしょうねんじななじゅうとう)	称念寺石造多層塔 (しょうねんじせきぞうたそうとう)	建造物
天皇宸翰 (てんのうしんかん)	称念寺所蔵勅書・綸旨 (しょうねんじしょぞうちょくしょ・りんじ)	古文書
木造阿弥陀三尊来迎仏 (もくぞうあみださんぞんらいごうぶつ)	称念寺木造阿弥陀三尊立像 (しょうねんじもくぞうあみださんぞんりゆうぞう)	彫刻
霞のタブ	霞のタブノキ	天然記念物

別紙 2

清永白山神社石造九重塔、称念寺石造多層塔

石塔の名称は旧町単位で異なっていた。そのため、笠がすべて残っているものや数が明確に分かるものについては「石造～重塔」と呼び、複数の可能性が残るものは「石造多層塔」とし名称の統一を行う。また、地名（神社内にあるものは神社名）を明記し文化財の所在を明らかにする。そのため、名称変更を行いたい。

称念寺所蔵勅書・綸旨

天皇宸翰は天皇の自筆の文章（親筆）を指すが、称念寺に所蔵されている文書は天皇の右筆が書いた綸旨3通と、天皇の勅命を伝えた勅書1通で、天皇の親筆と断定できる文書は現状では確認できていない。そのため、天皇宸翰とするのは誤解を招く恐れがあるため、名称変更を行いたい。

称念寺木造阿弥陀三尊立像

旧来の来迎仏というのは、基本的に絵画に対して用いる用語であり、来迎仏を模した彫刻は、国や県の事例を見ても三尊像とするのが一般である。また、名称のつけ方は他の仏像彫刻についても、所在→材質（木造・石造等）→仏の名前（阿弥陀如来・薬師如来等）→状態（立像・坐像等）としているため、それに習い名称変更を行いたい。

霞のタブノキ

当初霞のタブとする予定であったが、植物辞典等では樹種名は「タブノキ」となっていた。また、審議会等でも「タブ」で止めるのはおかしく、正式にはカタカナで「タブノキ」とするのが正しいとの意見も出た。そのため、地名を前に付け「霞のタブノキ」としたい。

議案第42号

坂井市公民館長の選任について

坂井市公民館長の選任について、次のとおり承認を求める。

平成25年3月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

議案第43号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成25年3月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元 利夫

